

第1号様式(第2条関係)

二級  
木造 建築士免許申請書(第一面)

私は、二級木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。  
私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。  
年 月 日 氏名.....

大分県知事 殿  
指定登録機関

ふりがな		生 年 月 日	年 月 日生	写真 縦4.5cm、横3.5cmの 写真の裏面に氏名 及び撮影年月日を 記入して貼り付け てください。
氏 名		性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
本 籍				
現 住 所	〒 電話			
試 験	二級木造 建築士試験に合格した時期 年			
	合格通知書日付	年 月 日	合格通知書番号	第 号
登録申請区分	1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 建築士法第四条第四項第三号 <input type="checkbox"/> 4 建築士法第四条第五項 <input type="checkbox"/> 5 実務 <input type="checkbox"/>			
1 学歴 により 申請 する 場合 に記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の 合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
2 学歴 +実務 により 申請 する 場合 に記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の 合計  年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
3 建築 士法第 四 条第 四 項第 三 号に より 申 請 す る 場 合 に 記 入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の 合計  年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
	建築設備士試験合格証書日付		建築設備士試験合格証書番号	
	年 月	第 号		
4 建築 士法第 四 条第 五 項に よ り 申 請 す る 場 合 に 記 入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月	年 月
5 実務 により 申 請 す る 場 合 に 記 入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			

(第二面)

欠 格 事 由	1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。)がありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ----- 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ----- 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※登録機関記載欄		

[記入上の注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は、該当する□の中にレ印をつけてください。

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

告示等に基づく学歴等区分 (登録申請時)	□50 大学・短大・高等専門学校卒 40単位修得	□51 職業能力開発総合大学校・職業能力開発短期大学校卒 40単位修得	□52 大学・短期大学・高等専門学校・職業能力開発総合大学校・職業能力開発短期大学校卒 30単位修得	□53 大学・短期大学・高等専門学校・職業能力開発総合大学校・職業能力開発短期大学校卒 20単位修得
	□54 高等学校・中等教育学校卒 20単位修得	□55 高等学校・中等教育学校卒 15単位修得	□56 専修学校_高等学校卒 修業2年以上 40単位	□57 専修学校_高等学校卒 修業2年以上 30単位
	□58 専修学校_高等学校卒 修業1年以上 20単位	□59 専修学校・職業訓練校等_中学校卒 修学2年以上 15単位	□60 専修学校・職業訓練校等_中学校卒 修学1年以上 10単位	□61 職業訓練校等_高等学校卒 修学3年以上 30単位
	□62 職業訓練校等_高等学校卒 修学1年以上 20単位	□63 職業訓練校等_中学校卒 修学3年以上 20単位	□64 実務経験	□65 その他